



建物を増改築するときや、下記の施設などが入居するときは
事前に消防署へ相談を！

●飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合



●増築や改築、隣接する建物との接続を行う場合



●窓や扉などの開口部の閉鎖工事を行う場合

一般住宅を宿泊施設に変更したり、共同住宅の一室を福祉施設として使用する場
 合や、新たに階や庇（ひさし）を作ったり、建物同士を接続することで建物の面積
 が増えた場合、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**などの設
 置が新たに必要となることがあります。

お問合せ先
 上益城消防組合消防本部予防指導課 ☎096-282-1963

上益城消防組合消防本部